

電子政府推進員について

目的

電子政府推進員は、都道府県ごとに電子政府利用促進の核となる者（①地域のITオピニオンリーダー、②年間申請件数の多い手続等分野に密接に関連する業務に従事する国家資格を有する者 i) 税理士、ii) 司法書士及び土地家屋調査士、iii) 社会保険労務士、iv) 行政書士）を全国で246人委嘱しており、地域におけるきめ細かな広報普及・意見要望の把握活動を行うことを目的としている。

なお、当該制度は、「電子政府に関する広報、普及活動の推進について」（平成16年9月15日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、「電子政府利用促進の核となる者を通じた普及活動を推進する」とされたことを受け、17年7月から設けられたものである。

委嘱状況

計246人（平成21年7月現在）

（内訳）

① 職種別

オピニオンリーダー 86人、司法書士及び土地家屋調査士 40人、
税理士 40人、社会保険労務士 40人、行政書士 40人

② 地区別

北海道地区 11人、東北地区 25人、関東地区 61人、中部地区 31人、
近畿地区 32人、中国地区 27人、四国地区 21人、九州地区 33人、
沖縄地区 5人

委嘱期間

2年を超えない範囲内（現委嘱期間：平成21年7月1日～23年6月30日）

活動範囲

各推進員が居住する管区行政評価局の管轄区域を中心に、以下の活動を行うこととされている。

① 電子政府に関する広報・普及

② 電子政府に関する意見要望の把握

さらに、上記のような活動の効果的な実施に資することを目的として、毎年10月頃に電子政府利用促進週間の実施に併せて電子政府推進員協議会（全国8か所）を開催し、推進員同士の意見交換に加え、総務省からこれまでの取組の情報提供等を行っている。